

毎週火、金曜日発行（但休日当る日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
（翌日）

鳥取県公報

目次

- ◇告示 身体障害者福祉法による指定医師の指定
身体障害者福祉法による指定医師の取消
生活保護法による医療機関の指定
生活保護法による指定医療機関の廃止
結核予防法による指定医療機関の辞退
土地収用法による土地細目の告示
建設業者の登録まつ消
牛等の移入禁止区域の指定解除
牛の肝てつ検査及び駆除
豚コレラ予防注射等の実施
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集

告示

鳥取県告示第一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者が診断を受ける医師を昭和三十五年十二月二十三日次のとおり指定したので身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和三十六年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科名	氏 名	住 所
外 科	齊藤 義一	米子市西町 鳥取大学医学部 付属病院内
"	黒川 慶一	倉吉市越殿町 厚生病院内
"	高島 義顕	米子市西町六番地
"	面谷 幹夫	鳥取市東品治町鳥取生協病院
"	井上 久孝	東伯郡北条町 北条診療所内
"	神波 澄幸	羽合町長瀬 羽合診療所内
"	北 宏伸	鳥取市吉方 県立中央病院内
整形外科	金田賢之介	八頭郡智頭町 国民健康保険 智頭病院内

新宮 彦助 米子市西町 鳥取大学医学部
付属病院内

耳
いんこう科 岡東 周之 末広町 米子鉄道病院内

立川 武 境港市京町

内 科 柴田 凡夫 鳥取市古市 鳥取市民病院内

佐々木 茂 米子市末広町米子鉄道病院内

玉城 秀男 鳥取市藪片原 鳥取共立診療所内

足立 史朗 西伯郡淀江町大字西原五〇五

西田竜之助 倉吉市越殿町 厚生病院内

鳥取県告示第二号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条の規定による指定医師を次のとおり取り消したので身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

昭和三十六年一月十日
鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科名	氏 名	住 所	取消理由
内 科	小谷 覚	岩美郡岩美町 浦富病院内	転出
村 上 映	米子市西町 鳥取大学 医学部付属病院内		
仕 合 澄子	東伯郡三朝町 国立三朝療養所内		
伊 藤 薫	八頭郡智頭町 国民健康保険智頭病院内		
外 科	平野 仁之	八頭郡智頭町 国民健康保険智頭病院内	
花 房 節哉	鳥取市尚徳町 鳥取赤十字病院内		
倉 本 信二	吉方 県立中央病院内		
隈 本 正司	米子市西町 鳥取大学 医学部付属病院内		
泉 友 園	東伯郡三朝町 岡山大学 医学部三朝分院内		
井 口 昌憲	東伯郡北条町 北条診療所内		
高 島 護三	羽合町 羽合診療所内		

池淵 成 米子市西町 鳥取大学 医学部付属病院内

野崎 在文 鳥取市古市 市立鳥取市民病院内

中川 俊美 八頭郡智頭町 国民健康保険町立智頭病院内

北岡 宇一 米子市西町 鳥取大学 医学部付属病院内

真壁 武雄 花北 良臣 鳥取市古市 市立鳥取市民病院内

松下 正義 藤永 豊 米子市西町 鳥取大学 医学部付属病院内

眼科 藤永 豊 米子市西町 鳥取大学 医学部付属病院内

指定年月日 名 称 所 在 地

昭和三十五年十一月一日 中嶋 医院 境港市相生町四一番地

診療科名 開設者名

内科、小児科 中嶋 富久

理学的診療

鳥取県告示第四号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

耳
いんこう科 鈴木 武夫 米子市大篠津 廃業

鳥取県告示第三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十条の規定による医療機関を次のように指定したので、同法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和三十六年一月十日
鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称 鳥取市布勢三七一 内 科 昭和三十五年九月三十日

所在 地 境港市末広町五三 内科、小児科、理学的診療

中嶋 医院

昭和三十六年一月十日

鳥取県告示第五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、同法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和二十六年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日 名 称 所 在 地

昭和三十五年 馬 淵 医院 東伯郡東伯町浦安
十二月十日

鳥取県告示第六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十三条の規定により、次のとおり土地細目を告示する。

昭和三十六年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

収用しようとする土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目
鳥取市吉方町二丁目	五一二	宅地
"	五一三	宅地
	"	宅地
	"	宅地

鳥取県告示第七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十六年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所の所在地 申請者氏名 まつ消年月日

鳥取県知事登録 (ほ) 第五七二号 昭三四、六、三〇 鳥取タイムル 鳥取市東品治町二ノ三三 芝岡 幸一 昭三五、一二、二二

鳥取県告示第八号

昭和三十五年十月鳥取県告示第四百八十一号及び昭和三十五年十一月鳥取県告示第五百三十五号並びに昭和三十五年十一月鳥取県告示第五百六十三号による牛その死体又は牛の流行性感胃の病原体をひろげるおそれがある物品の移入禁止区域の指定は、昭和三十六年一月十日限り解除する。

昭和三十六年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十六年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 肝てつ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり
 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 牛。ただし、生後三月以内、分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり
 五 検査、注射及び駆除の方法
 肝てつ検査……皮内注射反応法、虫卵検査法
 肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

牛の肝てつ検査及び駆除

実施期日	実施区域	実施場所
一月十三日	西伯郡岸本町大幡	大幡家畜検診場
"	日野郡溝口町畑池、池田、郷原	畑池、池田、郷原
"	十四日 西伯郡岸本町八幡	八幡
"	十六日 " " " " " " " "	" " " " " " " "
"	日野郡溝口町下代、郷原	下代、郷原
"	西伯郡岸本町八郷	八郷
"	十八日 日野郡溝口町大江、上野	大江、上野
"	西伯郡岸本町幡郷	幡郷
"	日野郡溝口町金屋谷、岩立	金屋谷、岩立
"	" 江府町日の詰	日の詰
"	西伯郡会見町賀野	賀野
"	日野郡江府町尾の上原、池の内	尾の上原、池の内
"	溝口町字代、中祖、古市	字代、中祖、古市
"	西伯郡会見町賀野	賀野
"	日野郡溝口町父原、溝口	父原、溝口
"	江府町武庫、一反	武庫、一反
"	西伯郡西伯町東長田	東長田
"	二十三日 " " " " " " " "	大國 " " " " " " " "
"	江府町荒田、下安	荒田、下安
"	井 " " " " " " " "	" " " " " " " "
"	溝口町宮原、根雨	宮原、根雨
"	原 " " " " " " " "	" " " " " " " "
"	西伯町大國	大國

"	日野郡溝口町大倉、谷川	大倉、谷川
"	" 江府町洲河崎、半の上	洲河崎、半の上
"	二十五日 西伯郡日吉津村日吉津	日吉津
"	八頭郡那家町宮谷	宮谷
"	二十六日 西伯郡伯仙町大高	大高
"	日野郡日野町金持、板井原	金持、板井原
"	八頭郡船岡町隼見楓中	見楓中
"	" " " " " " " "	" " " " " " " "
"	日野郡日野町高尾、独谷	高尾、独谷
"	西伯郡伯仙町大高	大高家畜検診場
"	二十八日 " " " " " " " "	" " " " " " " "
"	日野郡日野町三栗	三栗
"	" " " " " " " "	" " " " " " " "
"	西伯郡伯仙町県	県
"	三十一日 米子市福生、福米	福生、福米
"	日野郡日野町舟場、三谷、貝原	舟場、三谷、貝原

二月一日	米子市長砂、陰田、観音寺	長砂、陰田、観音寺
"	日野郡溝口町三部のI、II、III、福島	三部のI、II、III、福島
"	八頭郡船岡町大伊橋本	橋本
"	米子市賀茂、勝田	賀茂
"	八頭郡河原町国英山手	山手家畜検診場
"	日野郡溝口町福吉、船越、藤屋	福吉、船越、藤屋
"	三日 " " " " " " " "	二部、宮の、間地
"	米子市五千石	五千石
"	四日 " " " " " " " "	春日

鳥取県告示第十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき豚及び鶏の所有者に対して注射及び

検査を受けることを命ずる。

昭和三十六年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚コレラ及びひな白痢予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚コレラ予防注射……豚。ただし、生後五十日及び分

べん前後一月以内のものを除く

ひな白痢検査……種鶏及び同一構内で飼育する鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射及び駆除の方法

豚コレラ予防注射……豚コレラ予防液皮下注射

ひな白痢検査……ひな白痢急速診断法

別表 一

豚コレラ予防注射

実施期日 実施区域 実施場所

一月十三日 鳥取市吉岡 各豚舎巡回注射

〃 十四日 〃 美穂 〃

〃 十六日 〃 湖山

〃 十七日 〃 美保

〃 十八日 〃 面影

〃 十九日 岩美郡岩美町岩井

〃 二十日 〃 浦富

〃 二十一日 〃 大岩

〃 二十二日 〃 国府町宇倍野

〃 二十四日 〃 〃

〃 二十五日 〃 成器

〃 二十六日 〃 〃

〃 二十七日 〃 大茅

〃 二十八日 〃 〃

別表 二

ひな白痢検査

実施期日 実施区域 実施場所

一月十三日 岩美郡岩美町大岩 田中種鶏場

〃 〃 〃 〃 中尾

〃 〃 〃 〃 石河

〃 十四日 鳥取市田島

大飼

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十六年一月十日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

一 日時 昭和三十六年一月十一日 午前十一時

二 場所 鳥取県教育委員会会議室

三 議題 1 技能労務職員の給与に関する規則の一部

改正について

2 その他